

# 社団法人 日本家畜商協会定款

東京都中央区新川 2 - 6 - 16

社団法人 日本家畜商協会

## 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）という。

(目 的)

**第2条** 協会は、家畜の取引に必要な資金の融通の円滑化を図るとともに、家畜の生産、流通の改善・発達を図り、もって我が国畜産の振興に寄与することを目的とする。

(定 義)

**第3条** この定款において「家畜取引業者」とは家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の免許を受けて家畜の取引の事業を営む者をいう。

(事 業)

**第4条** 協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 出資会員が次に掲げる資金を協会の指定する金融機関から借り入れることにより当該金融機関に対して負担する債務の保証
  - ア 出資会員が家畜の取引に必要なとする資金
  - イ 出資会員がその直接又は間接の構成員となっている家畜取引業者に対し家畜の取引に必要な資金を貸し付けるために必要とする資金
- (2) 家畜の生産、流通の改善・発達を図るための事業
- (3) 家畜取引業者の営業保証金の供託の代行
- (4) 家畜取引に関する調査・研究並びに知識の普及及び啓蒙
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(事 務 所)

**第5条** 協会は、主たる事務所を東京都中央区新川二丁目6番16号に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

**第6条** 協会の会員は、出資会員及び非出資会員の2種とする。

2 出資会員たる資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家畜取引業者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて組織する中小企業等協同組合及びこれに準ずる中小企業等協同組合
- (2) 都道府県
- (3) 独立行政法人農畜産業振興機構

3 非出資会員は、協会の目的に賛同して入会した団体とする。

(加 入)

**第7条** 協会に加入しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める加入申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 加入は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。ただし、出資会員については引受出資口数に应ずる金額の全額の払込みのあった後、協会の会員となる。

(会 費)

**第8条** 会員は、都道府県及び独立行政法人農畜産業振興機構を除き、毎年度総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、第14条の例による場合を除き、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(出 資)

**第9条** 出資会員は、出資50口以上を有しなければならない。

2 出資1口の金額は、1万円とする。

3 出資会員は、現金をもって、出資の各口につきその金額を払い込むものとする。

4 出資会員は、出資の払込みについて、相殺をもって協会に対抗することができない。

5 出資会員は、その出資に係る持分(以下「持分」という。)を共有することができない。

(持分の譲渡)

**第10条** 出資会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 出資会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資会員が合併により解散した場合は、その包括承継人で出資会員たる資格を有する者が、協会に対し、包括継承の時から30日以内に、既に出資会員である場合にあっては承継の申請を、その他の場合にあっては加入の申請をし、協会がこれを承認したときは包括承継の時に、被包括承継人の持分について権利義務を承継し、又は出資会員となり、かつ、被包括承継人の持分について、権利義務を承継する。

(届 出)

**第11条** 会員は、次の各号の一に該当するときは遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき

(2) 名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき

(3) 第6条第2項第1号に掲げる法人にあっては、定款又は役員の名簿若しくは住所に変更があったとき

(脱 退)

**第12条** 会員は、次に掲げる事由によって協会を脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失したとき
  - (2) 会員からの脱退の申出があったとき
  - (3) 解散したとき
  - (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
  - (5) 除名されたとき
- 2 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める脱退届を会長に提出して、任意に脱退することができる。ただし、出資会員は、前項第2号の規定により脱退するときは、協会に対して、脱退の予告をし、6月経過後の日の属する事業年度の終わりにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、脱退することはできない。
- (1) 協会がその出資会員の債務を保証しているとき
  - (2) 協会がその出資会員に代わってその債務を弁済したことにより取得した求償権を有するとき

(除 名)

**第13条** 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、総会の会日の10日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の定款、業務方法書又は規定及び総会の決議に違反したとき
  - (2) 協会の業務を妨げ、又は協会の信用を失わせる行為をしたとき
- 2 会長は、除名の議決があった時は、その理由を明らかにした書面をもって、当該会員に通知するものとする。

(脱退者に対する出資金の払戻し)

**第14条** 出資会員が脱退したときは、その者又はその包括承継人は、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、脱退の時から3年を経過したときは、この限りでない。

- 2 前項の請求があったときは、協会は、その者が脱退した日の属する事業年度末における基本財産の額から第48条の規定による借入金(代位弁済に充てるためのものに限り、利息を含む。)の額及び協会の保証に係る債務の弁済により取得した求償権の金額とその評価額の差額の合計額を控除した額に、当該事業年度末における総出資口数に対するその者の出資口数の割合を乗じて得た額により、その者の出資額を限度として、次の事業年度の末日までに払い戻すものとする。
- 3 協会は、脱退した出資会員が協会に対して支払うべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。
- 4 前項の場合において、債務の額が確定していないため、同項の規定により、相殺することができないときは、協会は、第2項の規定にかかわらず、当該債務の額が確定する

まで、必要な限度において出資額の払戻しをしないこととする。

(出資口数の増加)

**第15条** 出資会員が出資口数を増加しようとするときは、第7条の規定を準用する。

(出資口数の減少)

**第16条** 出資会員は正当な理由があるときは協会の承認を得て、その出資口数を減少することができる。

2 前項の規定により出資会員がその出資口数を減少しようとするときは、第14条の規定を準用する。

(賛助会費)

**第17条** 協会の事業に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合は、協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次に掲げる事由によって協会を脱退する。

- (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき
- (2) 破産宣告を受けたとき
- (3) 死亡又は解散したとき
- (4) 賛助会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

5 既納の賛助会費及びその他拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

6 第13条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

**第18条** 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事22人以上27人以内
- (2) 監事3人以上5人以内

2 役員は、総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから会長1人、副会長6人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。

5 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)、又は特定企業関係者又は所管する官庁の出身者である理事の占める割合は、それぞれ理

事現在数の3分の1を超えてはならない。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

#### (役員職務)

**第19条** 会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、協会の日常の業務を処理し、会長、副会長及び専務理事とともに事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事がともに欠けたときは、その職務を行う。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事は、あらかじめ、理事会において定めるところにより、会長、副会長、専務理事及び常務理事とともに事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに欠けたときはその職務を行う。
- 6 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は農林水産大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは招集すること。

#### (役員任期)

**第20条** 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任する役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (役員解任)

**第21条** 役員は、協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経てこれを解任することができる。この場合には、協会は、その総会の日10日前までに、その者に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

( 役員の報酬 )

**第22条** 役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、総会の議決を経た場合は、この限りでない。

( 顧 問 )

**第23条** 協会に顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 4 章 総 会

( 総会の種類等 )

**第24条** 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会の議長は、総会において、出席した会員のうちから選出する。

4 通常総会は、毎年1回以上開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき

(2) 会員現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(3) 第19条第7項第4号の規定により監事が招集したとき

( 総会の招集 )

**第25条** 総会は、第19条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第5項第2号の規定により請求があったときは、会長は請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

( 総会の権能 )

**第26条** この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 総会の議決方法等 )

**第27条** 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席しなければ、開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、第25条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についての

み議決することができる。ただし、第28条に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 4 総会の議決は、第28条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

**第28条** 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 事業計画及び収支予算の決定
- (6) 長期借入金の借入れ
- (7) 第47条第1項に規定する書類の承認

(書面又は代理人による議決)

**第29条** やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する場合において、その書面が総会の開催の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(議事録)

**第30条** 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 会員の現在数並びに出席した会員の数及び氏名(書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、第19条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 理事会は、理事現在数の過半数にあたる理事が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事は、理事会において、各1個の議決権を有する。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。
- 6 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 7 監事は必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

**第32条** この定款において別に定める事項のほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び資産の管理の方法
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関すること
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

**第33条** 第24条第5項第2号及び第3号、第25条第3項、第27条第3項、第29条及び第30条の規定は、理事会に準用する。ただし、この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 事務局等

(事務局及び職員)

**第34条** 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

**第35条** 協会は、主たる事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 役員名簿
  - (3) 事業計画書
  - (4) 収支予算書
  - (5) 会員の異動に関する書類
  - (6) 役員の略歴書並びに職員等の名簿及び略歴書
  - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (8) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の第1号から第4号まで及び第47条第1項に規定する書類については、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

## 第7章 業務の執行

(業務の執行)

**第36条** 協会の業務の執行については、業務方法書によるほか、理事会で定める。

(業務方法書)

**第37条** 業務方法書は、第4条第1号及び第3号に掲げる事業を実施するために、次に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 第4条第1号に係る事業

- ア 被保証人の資格
- イ 保証する債務の要件
- ウ 保証の範囲
- エ 保証の金額の合計額の最高限度
- オ 1被保証人についての保証の金額の最高限度
- カ 保証契約の締結及び変更等に関する事項
- キ 保証料に関する事項
- ク 被保証人の守るべき条件に関する事項
- ケ 保証債務の弁済に関する事項
- コ 求償権の行使方法及び償却に関する事項
- サ 業務の委託に関する事項
- シ その他業務に関する重要事項

(2) 第4条第3号に係る事業

- ア 家畜取引業者の営業保証金の供託の代行手続き及び委任を受ける家畜取引業者に関する事項
- イ 家畜取引業者の廃業又は死亡に係る供託物の払渡請求に関する事項
- ウ 供託差替及び旧供託物の払渡請求に関する事項
- エ 供託物の管理に関する事項

オ 供託物に係る利息の処理に関する事項

2 業務方法書の作成及び変更については、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

( 審査委員会 )

**第38条** 協会の業務の適正な運営に資するため、協会に審査委員会を置く。

2 審査委員会の審査委員は会長が協会及び金融機関の役職員その他協会の業務に関し、学識経験を有する者のうちから、理事会の承認を得て委嘱する。

3 審査委員会は、会長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審査を行い、答申するものとする。

- (1) 債務の保証に関する事項
- (2) 保証条件の設定又は変更に関する事項
- (3) 保証債務の弁済に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

4 前3項に規定するもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

( 専門委員会 )

**第39条** 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計等

( 事業年度 )

**第40条** 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

( 資産の構成 )

**第41条** 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 出資金
- (3) 寄附金品
- (4) 家畜取引業者の営業保証金供託物
- (5) 保証料
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生じる果実
- (8) その他の収入

2 協会の資産は、基本財産及び普通財産に区別する。

(基本財産)

**第42条** 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 総会において基本財産として繰り入れることを議決した財産
- 2 基本財産は、第14条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定により出資の払い戻しをする場合及び協会の業務に係る代位弁済により取得した求償権を償却する場合のほか、これを取りくずすことはできない。

(普通財産)

**第43条** 普通財産は、基本財産以外の資産をもって構成する。

(資産の管理)

**第44条** 協会の基本財産は、次に掲げる方法によって、会長が管理運営する。

- (1) 郵便局への貯金又は金融機関への預金
  - (2) 国債証券、地方債証券又は、政府保証債券の取得
  - (3) 農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
  - (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託
  - (5) この協会の保証債務の履行による求償権の取得
- 2 この協会の普通財産は、理事会の定める方法によって、会長が管理運用する。

(経費の支弁)

**第45条** 協会の経費は、資産の額を越えて支弁してはならない。

- 2 第4条第3号に掲げる事業に係る経費については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

**第46条** 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が決定しない時は、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収支予算が決定するまでの間、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(監査等)

**第47条** 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 会員名簿
- 2 監事は前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類について、総会の承認を得た後、これを前項の監査報告書とともに事務所に備え付けておかなければならない。

#### (借入金)

- 第48条** 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入による普通財産をもって償還する一時借入れをすることができる。
- 2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

#### (報告)

- 第49条** 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。
- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
  - (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
  - (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
  - (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

## 第9章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

#### (定款の変更)

- 第50条** この定款の変更は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

#### (解散)

- 第51条** 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

#### (解散の場合の残余財産の処分)

- 第52条** 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、基本財産にあっては出資会員に対し、第14条の規定の例により出資の払戻しをするほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第53条 この定款において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則 (昭和40年12月15日認可)

- 1 この定款は、協会の設立の日から施行する。
- 2 設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第18条の規定にかかわらず第1回通常総会終了の日までとする。

理 事	大 石 武 一	理 事	坂 田 本治郎
同	小 林 正 孝	同	加 藤 湿 吉
同	渡 辺 久	同	木 曾 健之助
同	大 野 慎	同	真 砂 菊三郎
同	平 野 栄 次	監 事	青 木 豊 吉
同	鈴 木 一 司	同	福 永 広 記
同	宮 武 男		

- 3 協会の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、その設立の日から昭和41年3月31日までとする。
- 4 協会の出資は、当分の間、第9条第3項の規定にかかわらず、財団法人家畜取引基金協会又はその清算人に対して有している債権の確定額をもって払い込むことができる。
- 5 協会は、第4条の規定にかかわらず、財団法人家畜取引基金協会又はその清算人の債務を普通財産会計の負担において引き受けることができる。
- 6 協会は、第4条の規定にかかわらず、設立の時に、財団法人家畜取引基金協会が保証している債務について、その債務を有している金融機関の承諾を得て、財団法人家畜取引基金協会に代って保証を行うことができる。

附 則 (昭和42年6月2日認可)

この定款は農林大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (昭和43年8月16日認可)

この定款の変更は、農林大臣の認可のあった日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年7月25日認可)

この定款の変更は、農林大臣の許可のあった日から施行する。

**附 則**（昭和46年8月23日認可）

この定款の変更は、農林大臣の認可のあった日から施行する。但し、昭和46年3月31日までに会員となった者の出資口数については、変更後の定款第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この定款の改正は、農林大臣の認可のあった日（昭和52年2月13日）から施行する。

**附 則**（昭和53年12月21日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

**附 則**（平成9年7月4日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行する。

**附 則**（平成11年12月16日認可）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行する。

**附 則**

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成12年3月31日）から施行する。

**附 則**

この定款の変更は、農林水産大臣の認可があった日（平成15年7月23日）から施行する。

**附 則**

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成16年7月26日）から施行する。

